

保発 0731 第 3 号
令和 5 年 7 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和 6 年度以降に実施した
特定健康診査等の実施状況に関する結果について」の一部改正について

令和 6 年度以降に実施する特定健康診査における随時中性脂肪の取扱い等について一部変更いたします。これに伴い、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和 6 年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(令和 5 年 3 月 31 日付け保発 0331 第 4 号厚生労働省保険局長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改めますので、管内の市町村、広域連合及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のなきようお願いいたします。

(別紙)

保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について(令和5年3月31日付け保発0331第4号厚生労働省保険局長通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後(新)	改正前(旧)
<p>保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について</p> <p>第2 特定健康診査等の実施及びその成果の集計に関する事項</p> <p>二 集計事項について</p> <p>1 全体事項</p> <p>(4) 特定健康診査受診者数</p> <p>(略)</p> <p>エ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者へ尿検査は省略することができる(その場合、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「<u>測定不可能・検査未実施の理由</u>」欄に上記のやむを得ず実施できなかった理由が記録されている等、測定が不可能であったことが判別できる必要がある)。</p> <p>第3 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項</p> <p>二 特定健診情報ファイル</p> <p>5 健診結果・質問票情報</p> <p>(2) 採血時間(食後)</p> <p>「空腹時血糖」及び「空腹時中性脂肪(トリグリセリド)」の結果が記録されている場合は、<u>この欄には「2:食後10時間以上」と記録されている必要がある。</u></p> <p><u>なお、「随時血糖」の結果が記録されている場合は、この欄</u></p>	<p>保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について</p> <p>第2 特定健康診査等の実施及びその成果の集計に関する事項</p> <p>二 集計事項について</p> <p>1 全体事項</p> <p>(4) 特定健康診査受診者数</p> <p>(略)</p> <p>エ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者へ尿検査は省略することができる(その場合、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「<u>検査未実施の理由</u>」欄に上記のやむを得ず実施できなかった理由が記録されている等、測定が不可能であったことが判別できる必要がある)。</p> <p>第3 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項</p> <p>二 特定健診情報ファイル</p> <p>5 健診結果・質問票情報</p> <p>(2) 採血時間(食後)</p> <p>「空腹時血糖」及び「空腹時中性脂肪(トリグリセリド)」の結果が記録されている場合は、<u>この欄には原則として「2:食後10時間以上」と記録されている必要がある。</u></p> <p><u>なお、「随時血糖」及び「随時中性脂肪(トリグリセリド)」</u></p>

には「3：食後 3.5 時間以上 10 時間未満」と記録されている必要があり、「随時中性脂肪（トリグリセリド）」の結果が記録されている場合は、この欄には「3：食後 3.5 時間以上 10 時間未満」または「4：食後 3.5 時間未満」と記録されている必要がある。

(3) 尿検査

第2の二の1の(4)のエに示したように、生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に限り、検査実施を断念した場合は、「測定不可能・検査未実施の理由」欄に省略せざるを得なかった理由が記録されている必要がある。

の結果が記録されている場合は、この欄には「3：食後 3.5 時間以上 10 時間未満」と記録されている必要がある。

(3) 尿検査

第2の二の1の(4)のエに示したように、生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に限り、検査実施を断念した場合の、XMLによる記述方法としては、以下のとおりとする。

ア 尿検査の欄は測定不可能という記述を行う。

イ 「検査未実施の理由」欄に省略せざるを得なかった理由が記録されている。

別紙2

保険者から社会保険診療報酬支払基金への実績報告のためのファイル仕様

別表6

健診結果・質問票情報

	項目コード	項目名	(略)	備考	
生化学検査	(略)				
	●	3F015000002327101	空腹時中性脂	(略)	特定健康診査においてこの項目に結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードの記録は「2:食後10時間以上」である必要がある
		3F015000002327201	肪(トリグリセ		
		3F015000002399901	リド)		
	●	3F015129902327101	随時中性脂肪	(略)	特定健康診査においてこの項目の結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードの記録は「3:食後3.5時間以上10時間未満」または「4:食後3.5時間未満」である必要がある
		3F015129902327201	(トリグリセ		
		3F015129902399901	リド)		
(略)					
(略)					
医師の判断	☆	9N512000000000011	測定不可能・検査未実施の理由	(略)	1:生理中、2:腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する、3:その他受診者の事情や生理中等により検査を実施できなかった場合の理由の記録
(略)					

別紙2

保険者から社会保険診療報酬支払基金への実績報告のためのファイル仕様

別表6

健診結果・質問票情報

	項目コード	項目名	(略)	備考	
生化学検査	(略)				
	●	3F015000002327101	空腹時中性脂	(略)	特定健康診査においてこの項目に結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードが記録されている場合は「2:食後10時間以上」である必要がある
		3F015000002327201	肪(トリグリセ		
		3F015000002399901	リド)		
	●	3F015129902327101	随時中性脂肪	(略)	特定健康診査においてこの項目の結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードが記録されている場合は「3:食後3.5時間以上10時間未満」である必要がある
		3F015129902327201	(トリグリセ		
		3F015129902399901	リド)		
(略)					
(略)					
医師の判断	☆	9N512000000000011	検査未実施の理由	(略)	1:生理中、2:腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する、3:その他受診者の事情(生理中等)により検査を実施できなかった場合の理由の記録
(略)					